

義務付け・枠付け、関与について

1 義務付け・枠付け、関与(定義)

- (1) 義務付け・枠付け
一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動(計画策定を含む)を義務付ける事務
地方自治体の活動について、組織、手続、判断基準などによる制約を設ける事務
- (2) 関与
国又は県による助言・勧告、資料の提出の要求、協議、同意などを行う事務

2 義務付け・枠付け、関与の見直しの必要性

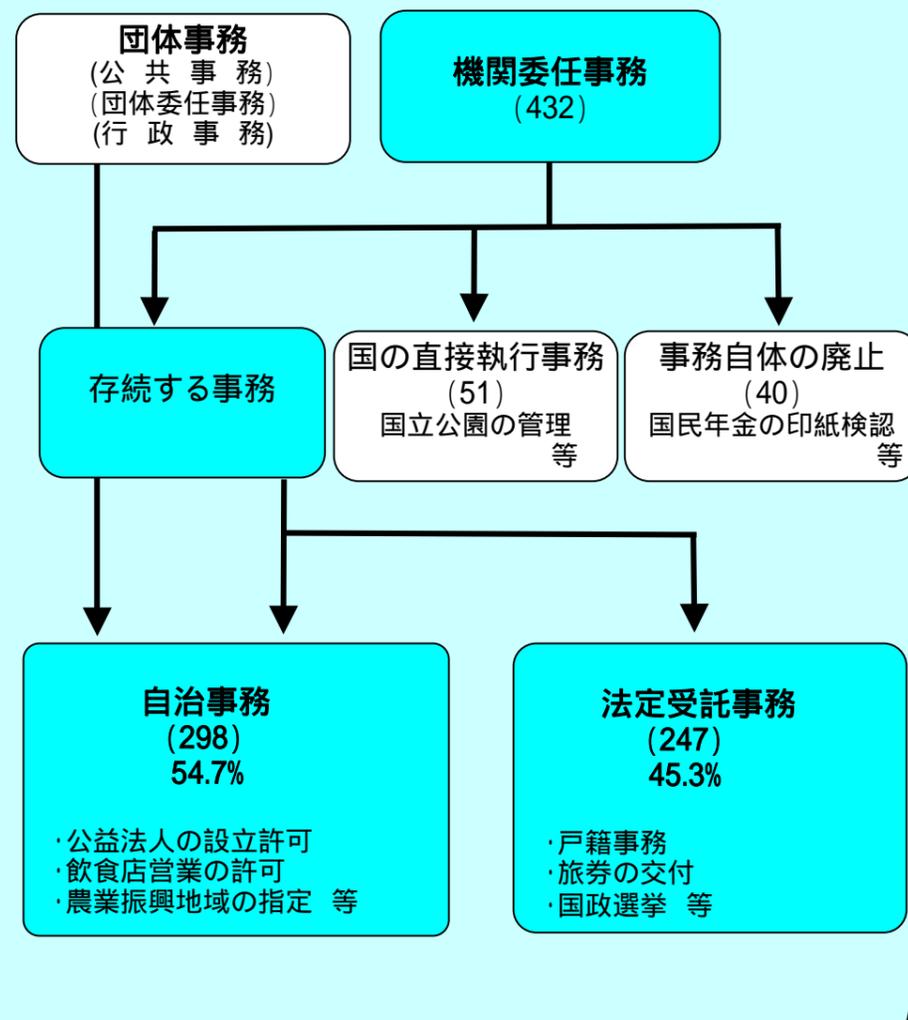
- (1) 義務付け・枠付け、関与により、国が、県・市町村の事務をコントロールすることは、地方の裁量権を阻害するとともに、地域の特性に応じて行政サービスを提供できないなどの問題がある。
- (2) また、国・県・市町村間で行われていた同意、協議、計画の策定などは、県・市町村の負担を伴い、多大な時間・人手・コストがかかるなどの問題がある。
- (3) これらを見直すことにより、県・市町村の負担を軽減するとともに、地域の特性に応じた行政サービスを提供できるようにしていくことや、県・市町村の自らの判断と責任において、政策や制度の創設・改廃などを行えるようにしていくことが必要である。

3 義務付け・枠付け、関与の見直し状況

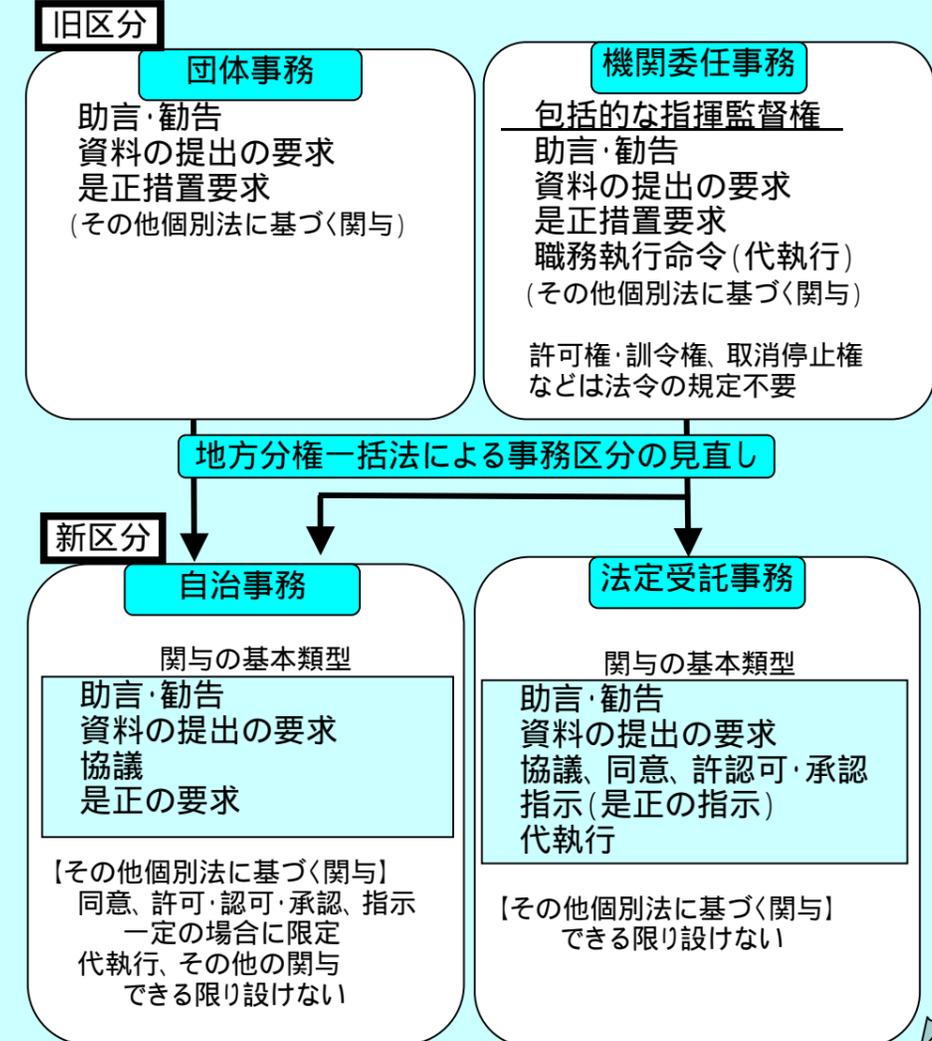
(1) 第1次地方分権改革

関与を中心に見直し

(ア) 機関委任事務制度の廃止
機関委任事務を「自治事務」と「法定受託事務」に再構成



(イ) 国の関与のルール化
包括的な指揮監督権の廃止と関与の基本類型化



(ウ) 必置規制の見直し
組織や職の設置等に関する必置規制の廃止・緩和

- 附属機関に係る必置規制の廃止
都道府県・市町村水防協議会 など
- 職員に係る必置規制の廃止
農地主事、公営住宅監理員 など
- 附属機関に係る名称規制の弾力化
都道府県児童福祉審議会、環境審議会 など
- 行政機関又は施設に係る名称規制の弾力化
身体障害者更生相談所 など
- 職員に係る名称規制の廃止
児童福祉司、身体・知的障害者福祉司 など
- 職員の資格、専任、配置基準等に係る必置規制の廃止・緩和
・公立図書館長の司書資格規制の廃止
・食品衛生監視員の必置規制の緩和 など

個別法に基づく「義務付け・枠付け」の見直しは、次期分権改革で検討

(2) 第2期地方分権改革(第2次勧告による義務付け・枠付けの見直し)

見直しの対象
自治事務である482法律、10,057条項を対象に地方分権改革推進委員会が検討

結果(第2次勧告)
存置を許容し、見直さないとされた条項 4,389条項(51.8%)
見直すべきとされた条項4,076条項(48.2%)

参考【見直すべきとされた主な事例】

法律	内容	義務付け等の類型	区分
地方自治法	予算、決算、条例の制度改廃、内部組織の設置に関する条例の大臣・知事への届出・報告	国 県 県 市町村	義務付け
都市計画法	県の都市計画事業の施行に係る大臣の協議・同意 市町村の都市計画の決定に係る知事の協議・同意	国 県 県 市町村	義務付け
公営住宅法	公営住宅の整備基準 公営住宅の入居資格要件	国 県・市町村	枠付け
児童福祉法	児童自立支援施設の職員身分規定 福祉施設最低基準の遵守義務規定	国 県 国 県・市町村	枠付け
老人福祉法	福祉施設最低基準の遵守義務規定	国 市町村	枠付け

今後の見直しの方針

- ・ **廃止**(又は、義務付け等を奨励にとどめる。)
- ・ 手続、判断基準等の**全部**を条例に委任又は条例による補正を許容(上書き)
- ・ 手続、判断基準等の**一部**を条例に委任又は条例による補正を許容(上書き)

今後の見直しの進め方

- ・ 第2次勧告に沿って、地方分権改革推進委員会と府省が協議
- ・ 協議結果を第3次勧告に反映(H21.5頃)
- ・ 第3次勧告を受けて、「地方分権改革推進計画」を閣議決定(H21夏頃)

義務付け・枠付けの判断基準(別添)

義務付け・枠付けの存置を許容する場合の判断基準
義務付け・枠付けの存置を許容する場合の判断基準に該当しないが、残さざるを得ないと判断するものの基準

4 本県の状況(現状把握)

- (1) 県条例等の検証
県としても、市町村に対して、条例等により、第2次勧告で示された判断基準に照らして、合理性のない義務付け・枠付け、関与を行っていないか、自ら検証することが必要である。
- (2) 県条例等の点検
市町村の事務処理等が規定されている条例、規則、要綱等を次の観点から点検する必要がある。(事例1)
県が「独自に制定」した条例等に、市町村に対する義務付け等はないか。
第2次勧告において、見直し対象となっている法律を根拠に制定している法施行条例などはないか。
- (3) 市町村からの事例報告
市町村から報告のあった「法令による」義務付け等の事例の検証。(事例2)

5 条例等点検の結果

点検総数 40(内訳:19条例、16規則、5要綱等)

区分	19条例の条項数	16規則の条項数	5要綱等の条項数	計
(1) 努力規定 「～に努めるものとする」など、市町村の事務処理等を奨励する規定があるもの	19		1	20
(2) 手続規定 「を行う」、「～しなけれなければならない」など、事務の手続を規定するもの	5	15	17	37
(3) 交付金等の交付規定 交付金、補助金、貸付金などの手続を規定するもの	1	5		6
(4) 申出規定 市町村の申出により、事務の一部を実施できることを規定するもの	7			7
(5) その他 上記(1)～(4)以外のもの		8	6	14
計	32	28	24	84

6 対応の方向

- (1) 県の対応
県においては、第2次勧告による判断基準を踏まえ、県の条例等を点検・検証していくものとし、その結果を岩手県分権推進会議に報告する。
- (2) 国への提言
県(国)による市町村に対する義務付け・枠付け、関与は、法令の規定に基づくものが多いことから、早期に見直しに取り組むよう、次の観点から提言していく。
第1次地方分権改革の趣旨を踏まえ、法令による関与は、必要最小限とすること。
国は、第2次勧告における「義務付け・枠付け」の見直しに積極的に取り組むこと。

義務付け・枠付けの判断基準

別添

義務付け・枠付けの存置を許容する場合の判断基準

地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務

補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務

地方自治に関する基本的な準則に関する事務を及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの

b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定

c 地方自治体に義務付けられた保険に係る規定のうち、地方自治体以外の主体に対して義務付けられた保険と一体となって、全国的な制度を構築しているもの

d 指定・登録機関の指定・登録(地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る。)

e 都道府県に対して国への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、都道府県に対して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの以外

f 地方自治体の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の手続

g 国・地方自治体間の同意及び許認可・承認に係る規定(地方分権推進計画(平成10年5月)に該当するものに限る)

国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

「義務付け・枠付けの存置を許容する場合の判断基準」に該当しないが、残さざるを得ないと判断するものの基準

ア 地方自治体による行政処分など公権力行使に当たっての私人保護、地方自治体による事実証明及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定

イ 全国的に通用する土業の試験、資格の付与剥奪、及び全国的な事業の許認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定

ウ 国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に関する定量的な基準、個別具体的な方法等を含まないもの

エ 義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの

オ 必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたらす施設の設置の許可等の手続・基準であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合の事務の処理に係る規定

カ 刑法で一般には禁止されている行為を特別に地方自治体に許容するための条件設定に係る規定

キ 計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のあるもの

条例等の点検表

点検総数 40 (内訳：19 条例、16 規則、5 要綱等)

【事務区分の凡例】	19 条例の 条項数	16 規則の 条項数	5 要綱等の 条項数	計
努力規定：「～に努めるものとする」など、市町村の事務処理等を奨励する規定があるもの	19		1	20
手続規定：「～するものとする」、「～しなければならない」など、事務の手続を規定するもの	5	15	17	37
交付金等の交付規定：交付金、補助金、貸付金などの手続を規定するもの	1	5		6
申出規定：市町村の申出により、事務の一部を実施できることを規定するもの	7			7
その他：上記以外の事由により、市町村の事務処理を規定するもの		8	6	14
計	32	28	24	84

1 地域振興・総務分野

番号	条例等	条 文	事務区分	備考
1-1	県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例	<p>第1条</p> <p>2 ポスター掲示場の設置に関する事務は、市町村の選挙管理委員会が行う。</p> <p>第2条 市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ県選挙管理委員会と協議の上、法第144条の2第9項本文の規定により算定したポスター掲示場の総数を減ずることができる。</p>	<p>手続規定</p> <p>申出規定</p>	公職選挙法による法定受託事務
1-2	県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例	<p>第5条 選挙公報は、委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、当該選挙の期日前2日までに、配布するものとする。</p> <p>2 市町村の選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、市役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。</p>	<p>手続規定</p> <p>努力規定</p>	公職選挙法による法定受託事務
1-3	岩手県自治紛争処理規則	第12条 第2条及び第9条から前条までの規定において申請者又は当事者が市町村であるときは、当該市町村の議会の議決書及び会議録の写を添付しなければならない。	手続規定	
1-4	自治振興基金条例	第7条 知事は、必要があると認めるときは、資金の貸付けを受けた市町村等に対し、関係資料の提出を求め、又は実地に検査することができる。	交付金等の交付規定	
1-5	自治振興基金条例施行規則	第5条 条例第1条に規定する資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする市町村、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び同項に規定する広域連合（以下「市町村等」という。）は、毎年度別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。	交付金等の交付規定	
1-6	社会貢献活動の支援に関する条例	第4条 市町村は、当該市町村の地域の実情に応じて、それぞれの立場において、社会貢献活動を支援するよう努めるものとする。	努力規定	
1-7	市町村研修職員要綱	第4条 市町村長は、職員を知事部局に勤務させて研修せしめようとするときは、職員研修申請書（別紙様式）を知事に提出しなければならない。	手続規定	
1-8	公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則	第3条 公平事務委託市町村等の長は、当該市町村又は一部事務組合若しくは広域連合に係る別表に掲げる組織に改廃があったとき、又は管理職員等若しくはこれに相当すると認められる職員の職の改廃若しくは新設があったときは、速やかにその旨を人事委員会に通知しなければならない。	手続規定	
1-9	岩手県文化芸術振興基本条例	<p>第2条</p> <p>5 文化芸術の振興に当たっては、県民及び民間団体等並びに市町村及び県が、それぞれの責務又は役割について相互に理解し、及び協働するよう努めなければならない。</p>	努力規定	市町村以外の主体も対象

2 環境生活分野

番号	条例等	条 文	事務区分	備考
2-1	岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	第6条 県民、事業者及び民間の団体（以下「県民等」という。）並びに県及び市町村は、相互に連携し、及び協力してふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるものとする。	努力規定	
2-2	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	第3条 県民、事業者、県及び市町村は、県民の健康の保護及び生活環境の保全が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。	努力規定	
2-3	循環型地域社会の形成に関する条例	第4条 市町村等は、当該市町村等の特性に応じて、それぞれの立場において、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。	努力規定	
2-4	岩手県自然環境保全条例	第4条 県、市町村、事業者及び県民は、自然環境の適正な保全が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。 第14条 2 市町村及び知事が定める公共団体（以下「市町村等」という。）は、知事に協議し、その同意を得て、自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。 第22条 2 市町村等は、知事に協議し、その同意を得て、環境緑地保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。	努力規定 申出規定 申出規定	
2-5	県立自然公園条例	第7条 2 市町村は、知事に協議し、その同意を得て、公園事業の一部を執行することができる。	申出規定	
2-6	新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例	第7条 県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに県及び市町村は、相互に連携を図りながら協力して新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に努めるものとする。	努力規定	市町村以外の主体も対象
2-7	岩手県環境影響評価条例	第3条 県、市町村、事業者及び県民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。	努力規定	市町村以外の主体も対象

番号	条例等	条 文	事務区分	備考
2-8	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例	<p>第 32 条 2 県以外の地方公共団体は、その行う保護管理事業であってその事業計画が前条第 1 項の保護管理事業計画に適合するものについて、知事のその旨の確認を受けることができる。</p> <p>第 41 条 2 国の機関等は、第 11 条第 2 号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、又は第 24 条第 4 項若しくは第 25 条第 4 項第 3 号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しなければならない。 3 国の機関等は、第 16 条第 1 項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をするとき若しくはしようとするとき、第 24 条第 8 項の規定に基づき届出をして引き続き同条第 4 項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第 10 項若しくは第 26 条第 1 項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>申出規定</p> <p>手続規定</p> <p>手続規定</p>	<p>【参考】国の機関等 国若しくは県の機関又は県以外の地方公共団体(規則で定める公団等を含む。)</p>
2-9	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則	<p>第 21 条 県以外の地方公共団体は、条例第 32 条第 2 項の確認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 地方公共団体の名称及び代表者の氏名 (2) 保護管理事業を開始しようとする年月日 2 前項の申請書には、保護管理事業の事業計画書を添付しなければならない。</p>	<p>手続規定</p> <p>手続規定</p>	

番号	条例等	条 文	事務区分	備考
2-10	岩手県ニホンカモシカ個体数調整事務処理要領	<p>第2 捕獲許可事務</p> <p>2 個体数調整の実施主体は、市町村とし、毎年度の岩手県カモシカ保護管理実施計画（以下「県実施計画」という。）に基づき実施する。</p> <p>3 個体数調整を実施しようとする市町村は、捕獲等の区域を所管する広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局（以下「広域振興局等」という。）に鳥獣捕獲等許可申請書及び従事者証交付申請書を提出する。</p> <p>なお、申請書には、当該年度の市町村カモシカ保護管理実施計画（以下「市町村実施計画」という。）及び県の承認通知書の写し並びに文化財保護法に基づく現状変更等の許可を受けたことを証する書類（許可書の写し）等を添付する。</p> <p>第3 個体数調整の実施</p> <p>1 市町村は、個体数調整を実施したときは、速やかに捕獲出勤記録簿（様式1）及びカモシカ捕獲報告票（様式2）に必要事項を記入し、所管する広域振興局等に提出する。</p>	<p>手続規定</p> <p>手続規定</p> <p>手続規定</p>	第2次勧告において、同法第7条第2項及び9条第3項は、見直し対象とされている。
<p>（参考）鳥獣保護法</p> <p>第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）の保護のための管理（以下「保護管理」という。）に関する計画（以下「特定鳥獣保護管理計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 特定鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 特定鳥獣の種類</p> <p>二 特定鳥獣保護管理計画の計画期間</p> <p>三 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域</p> <p>四 特定鳥獣の保護管理の目標</p> <p>五 特定鳥獣の数の調整に関する事項</p> <p>六 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項</p> <p>七 その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項</p> <p>第九条 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。</p> <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。</p> <p>一 捕獲等又は採取等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。</p> <p>二 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき（生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合であつて、環境省令で定める場合を除く。）。</p> <p>三 捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>四 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは環境省令で定める区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>				

番号	条例等	条 文	事務区分	備考
2-11	土地売買等の許可申請等に係る事務処理要領	<p>第 5 市町村長は、権利取得者から事後届出書が提出されたとき又は当事者から申請書若しくは事前届出書が提出されたときは、直ちに別紙 1「土地売買等許可申請（届出）書形式審査要領」に基づき当該申請書等の形式審査を行い、処理するものとする。なお、持参の方法により提出された申請書等に瑕疵がある場合において、その場で瑕疵を補正することができるものについては、権利取得者又は当事者（以下「当事者等」という。）に補正を求めるとする。</p> <p>第 6 市町村長は、第 5 に規定する形式審査を了し、申請書等を受理したときは、事後届出書については別紙 2「土地売買等届出（事後届出）書記載事項点検要領」に基づき、申請書又は事前届出書については、別紙 2 - 2「土地売買等許可申請（事前届出）書記載事項点検要領」に基づき記載事項について点検するほか、当事者等に対して次の各号に掲げる指導等を行うものとする。</p> <p>第 7 市町村長は、申請書等を受理したときは、直ちに副本 1 部（添付図書一式を含む。）を知事に送付するものとする。ただし、当該申請等が事前指導等を了した事案に係るものである場合はこの限りではない。</p> <p>2 市町村長は、受理した事前届出書が公拡法の届出とみなされる届出に係る事案である場合は、当該申請書等の写しを同法所管課等に送付するとともに、同法による処理について調整を図るものとする。</p> <p>3 市町村長は、受理した申請書等が農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条第 1 項又は第 73 条第 1 項の許可を要する土地を含むものである場合は、当該申請書等の写しを農業委員会に送付するとともに、その求めに応じて添付図書を閲覧させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、申請等に係る事案が当該許可を要するものであるか否かについて疑義があるときには、農業委員会に照会する等の措置を講ずるものとする。</p> <p>第 8 市町村長は、受理した事後届出書に係る利用目的に関し、又は申請書若しくは事前届出書に係る予定対価の額及び利用目的に関し、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の関係法令の規制を受ける場合は、これらの法令を所管する各部門間の意見を調整した後、意見書（様式第 1 号又は様式第 1 号の 2）を作成し、申請書等の正本（添付図書を除く。）を添えて、原則として受理の日から 2 週間以内に知事に送付するものとする。</p> <p>2 市町村長は、受理した申請書又は事前届出書に係る予定対価の額が近傍類地の標準地又は基準地の公示価格又は標準価格等と比較して著しく適正を欠かないと明らかに認められ、かつ、利用目的が個別諸法律による許可基準との関係で特段の意見がないと判断されるものについては、第 1 項の規定にかかわらず、意見書及び申請書又は事前届出書の正本を、原則として受理の日から 1 週間以内に知事に送付するものとする。</p> <p>第 15 知事は、事前届出について、当事者に不勧告通知した場合において、当該事前届出に係る土地売買等の契約が締結されたとき及び契約の締結の中止の合意がなされたとき又は不勧告通知の日から 6 か月を経過しても契約の締結が行われていないときは、当事者の一方又は双方から土地売買等契約状況報告書（様式第 10 号）を当該事前届出に係る土地の所在する市町村長を経由して知事に提出させるものとする。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による土地売買等契約状況報告書を受理したときは、事前届出の内容との照合を行い、事前届出の内容との相違の有無を確認し、知事に送付するものとする。なお、照合の結果、無届取引の疑いのある事案を把握したときは、別に定める「無届取引の防止等に関する事務処理要領」に基づく手続きを行うものとする。</p>	<p>手続規定</p> <p>手続規定</p> <p>その他 （経由事務）</p> <p>手続規定</p> <p>手続規定</p> <p>その他 （経由事務）</p> <p>その他 （経由事務）</p> <p>その他 （経由事務）</p> <p>手続規定</p>	<p>国土利用計画法による法定受託事務</p>

(2-11)	(土地売買等の許可申請等に係る事務処理要領)	<p>第 16 当事者等の一方又は双方が申請書等の取下げを申し出たときは、取下申出書（様式第 11 号又は様式第 11 号の 2）を市町村長に提出させるものとする。 なお、当事者等が取下申出書を知事に提出したときは、知事はこれを受理することができるものとする。</p> <p>2 市町村長は、前項の取下申出書を受理したときは、記載事項を確認のうえ速やかに知事に送付するものとする。</p> <p>4 市町村長は、知事から前項の送付があったときは、市町村が保管する申請書等を添えて当事者等に返戻するものとする。</p>	<p>手続規定</p> <p>その他 (経由事務) その他 (経由事務)</p>	
2-12	無届取引の防止等に関する事務処理要領	<p>第 3 知事及び市町村長は、土地取引における無届取引等を防止するため、広報紙（誌）、パンフレット、リーフレット、テレビ、ラジオ、有線放送等を活用し、住民懇談会等の機会を利用し、関係諸機関、団体の協力を求める等、あらゆる手段及び方法により届出制度の趣旨が住民に徹底されるよう努めるものとする。</p> <p>第 4 知事及び市町村長は、無届取引等の疑いがある事案に関し、次の各号に定めるところにより把握するものとする。 (1) 不動産登記に関する調査 (2) その他の情報把握</p> <p>第 5 市町村長は、第 4 により無届取引等の疑いのある事案を把握したときは、知事に所要事項を報告のうえ、指導結果等を整理するものとする。 (1) 違反事案台帳への記載 違反事案台帳（様式第 1 号）を備え、第 4 により把握した無届取引等の疑いのある事案について所要事項を記載するものとする。 (2) 知事への報告 違反事案台帳に記載した無届取引等の疑いのある事案については、台帳記載事項及び当該取引に係る土地の登記簿謄本（又は契約書の写し）、位置図その他必要と認められる図書等を添えて、速やかに知事に報告（様式第 2 号）するものとする。 (3) 違反事案台帳の整理 無届取引等の疑いがあるとして知事に報告した事案について、第 6 第 4 号により知事から通知があったときは、違反事案台帳に当該通知内容等を記載して整理しておくものとする。</p>	<p>努力規定</p> <p>手続規定</p> <p>手続規定</p>	国土利用計画法による法定受託事務にかかる事務

3 保健福祉分野

番号	条例等	条 文	事務区分	備考
3-1	介護保険財政安定化基金条例施行規則	第 2 条 介護保険を行う市町村並びに地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条第 1 項の一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 147 条第 2 項第 1 号の計画期間(以下「計画期間」という。)の初年度の前年度の 2 月末日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。	交付金等の 交付規定	
3-2	生活保護法施行細則	第 12 条 市町村は、その設置した保護施設について、法第 41 条第 2 項第 1 号及び第 4 号から第 8 号までに掲げる事項のいずれかを変更したときは、その変更した日から起算して 14 日以内に、別に定める様式による保護施設変更届により知事又は広域振興局長(以下「知事等」という。)に届け出なければならない。 第 14 条 市町村又は社会福祉法人若しくは日本赤十字社は、法第 45 条第 1 項又は第 2 項の規定により保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは廃止を命ぜられ、又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、その処分を受けた日から起算して 30 日以内に、当該処分に基づいてとった措置の結果を知事等に報告しなければならない。	手続規定 手続規定	市町村以外の主体も対象
3-3	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則	第 11 条 市町村は、その設置した保護施設について、保護法第 41 条第 2 項第 1 号及び第 4 号から第 8 号までに掲げる事項のいずれかを変更したときは、その変更した日から起算して 14 日以内に、別に定める様式による保護施設変更届により知事又は広域振興局長(以下「知事等」という。)に届け出なければならない。 第 13 条 市町村又は社会福祉法人若しくは日本赤十字社は、保護法第 45 条第 1 項又は第 2 項の規定により保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは保護施設の廃止を命ぜられ、又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、その処分を受けた日から起算して 30 日以内に、当該処分に基づいてとった措置の結果を知事等に報告しなければならない。	手続規定 手続規定	市町村以外の主体も対象
3-4	行旅病人、行旅死亡人等の救護又は取扱の費用弁償に関する規則	第 2 条 法第 15 条第 1 項の規定により市町村が繰替支弁する費用の種目及び限度額は、別表のとおりとする。 第 3 条 市町村は、法第 15 条第 1 項の規定による繰替支弁を行った場合において、法第 5 条又は第 13 条及び勅令第 1 条第 1 項の規定により県が弁償すべき費用があるときは、次に掲げる書類を添えて、その費用の弁償を請求しなければならない。	交付金等の 交付規定 交付金等の 交付規定	

番号	条例等	条 文	事務区分	備考
3-5	ひとにやさしいまちづくり条例	<p>第4条 市町村は、当該市町村の状況に応じて、その自主的な判断により、ひとにやさしいまちづくりに関する施策を推進するとともに、県が実施するひとにやさしいまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市町村は、自ら設置し、又は管理する施設等について、すべての人が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。</p> <p>3 市町村は、自ら住民に対して提供するサービス及び情報について、すべての人が円滑に利用できるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第7条 県、市町村、事業者及び県民は、ひとにやさしいまちづくりに関するそれぞれの責務又は役割を自覚しながら、一体となってひとにやさしいまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>2 県及び市町村は、道路、公園その他の施設の新設及び修繕の事業その他の事業の機会においては、ひとにやさしいまちづくりに資する施設等の整備を促進するよう努めるものとする。</p>	<p>努力規定</p> <p>努力規定</p> <p>努力規定</p> <p>努力規定</p> <p>努力規定</p>	市町村以外の主体も対象
3-6	老人福祉法施行細則	<p>第14条 法第15条第3項の規定による届出をした市町村又は法第15条第4項の認可を受けた社会福祉法人は、その事業を開始したときは、老人ホーム事業開始届（様式第26号）により、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。</p> <p>第17条 市町村又は社会福祉法人は、法第19条第1項の規定に基づく老人ホームの設備又は運営の改善の命令を受けたときは、当該命令を受けた日から30日以内に当該命令に係る措置の結果について措置結果報告書（様式第32号）により知事に報告しなければならない。</p> <p>第22条 第17条の規定は、軽費老人ホームを経営する市町村、社会福祉法人その他の者が社会福祉法第71条の規定によって必要な措置を採るべき旨を命ぜられた場合に準用する。</p>	<p>手続規定</p> <p>手続規定</p> <p>その他（準用）</p>	市町村以外の主体も対象
3-7	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則	<p>第8条 法第45条第3項の規定により市町村長を経て行われる申請の却下は、別に定める様式による不承認通知書により行うものとする。</p>	<p>その他（経由事務）</p>	第2次勧告において、法第45条第3項は、見直さないとされている。
3-8	母子及び寡婦福祉法施行細則	<p>第24条 この規則により知事に提出する申請書、届書その他の書類（以下「申請書等」という。）は、広域振興局長等（県の区域外に居住する者にあつては、県内の最後の居住地の広域振興局長等。次項において同じ。）を経由しなければならない。この場合において、市の区域内に居住する者に係る申請書等は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の規定による当該市の福祉事務所の長（以下「当該市の福祉事務所長」という。）を、町村の区域に居住する者に係る申請書等は当該町村の長を経由したものでなければならない。</p> <p>2 この規則により広域振興局長等に提出する申請書等は、市の区域内に居住する者にあつては当該市の福祉事務所長を、町村の区域に居住する者にあつては当該町村の長を経由しなければならない。</p> <p>3 この規則により知事が交付する通知書及び請求書（以下「通知書等」という。）は広域振興局長等を、広域振興局長等が交付する通知書等は当該市町村長を経由するものとする。</p>	<p>その他（経由事務）</p> <p>その他（経由事務）</p> <p>その他（経由事務）</p>	

番号	条例等	条 文	事務区分	備考
3-9	災害救助法施行細則	<p>第3条 市町村長は、災害の事態が急迫し、知事による法に規定する災害に対する救助（以下「救助」という。）の実施を待つことができないと認めるときは、救助の実施に着手することができる。</p> <p>第17条 市町村は、市町村長が法第30条第1項又は第3条の規定に基づき救助の実施に関する事務の一部を行う場合は当該救助の実施に要する費用を一時繰替支弁するものとする。</p> <p>第18条 法第30条第1項の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合における政令第23条第1項の規定に基づく通知は、様式第12号によるものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、当該市町村長は、第7条、第9条、第10条第2項、第11条及び第13条の規定するところにより、当該救助に関する事務を処理するものとする。</p>	<p>その他 （緊急時の処理）</p> <p>交付金等の 交付規定</p> <p>手続規定</p> <p>手続規定</p>	災害救助法による法定受託事務

4 商工労働観光分野

番号	条例等	条 文	事務区分	備考
4-1	特定区域における産業の活性化に関する条例	<p>第3条 知事は、特定区域における産業の活性化に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 基本指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 特定区域の意義に関する事項</p> <p>(2) 特定区域の指定に関する事項</p> <p>(3) 県が講ずる施策に関する事項</p> <p>(4) 市町村が講ずることが望ましい施策に関する事項</p> <p>第4条 特定区域の指定は、規則で定めるところにより、市町村長の申請に基づき知事が行うものとする。</p>	<p>努力規定</p> <p>申出規定</p>	
4-2	特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例	<p>第7条 知事は、新設届出又は変更届出に係る立地市町村及び隣接市町村以外の市町村であって当該新設届出又は当該変更届出の内容が当該市町村における持続可能なまちづくりに影響を及ぼすおそれがあると認められるものを、その申請により、隣接市町村に準ずる市町村に指定することができる。</p>	申出規定	
4-3	特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例施行規則	<p>第10条 条例第5条第4項、第8条第6項、第9条第4項、第10条第3項及び第5項並びに第11条第6項の規定により報告を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 関係市町村（条例第8条第4項の関係市町村をいう。以下同じ。）の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設</p>	その他 (協力要請)	
4-4	広域まちづくり会議による市町村土地利用計画調整要綱	<p>第5条 立地市町村の長（以下「立地市町村長」という。）は、土地利用計画の策定等について計画素案を作成しようとする場合は、別紙様式に關係書類を添えて、当該市町村を管轄する広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局（以下「広域振興局等」という。）を経由し、知事に報告するものとする。</p> <p>3 立地市町村は、会議において予定する土地利用計画の策定等の内容について説明するものとする。</p> <p>第6条 周辺市町村長は、会議開催日から起算して2週間以内に知事に対し立地市町村の土地利用計画の策定等に関し、意見を有する場合には当該意見を提出するものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。</p> <p>4 立地市町村長は、前項による通知があったときは、周辺市町村長から提出された意見への対応について検討するとともに、対応の状況を同項による通知を受けた日から起算して2週間以内に知事に報告するものとする。</p> <p>第7条 立地市町村長は、土地利用計画の策定等に係る知事の同意等を求める手続きの前に第5条第1項の報告に係る特定大規模集客施設の床面積又は敷地面積が、報告していた面積より2割を超えて増加することが明らかになった場合には、同項の報告を行うものとする。</p>	<p>手続規定</p> <p>手続規定</p> <p>手続規定</p> <p>手続規定</p> <p>手続規定</p>	

5 農林水産分野

番号	条例等	条 文	事務区分	備考
5-1	農村の活性化に関する条例	第4条 市町村は、当該市町村の地域の特性に応じて、農村の活性化に関する施策を推進するよう努めるものとする。	努力規定	
5-2	森林病虫害等防除法施行条例	<p>第4条 知事は、法第7条の10第1項の地区実施計画等に対する助言等を行うため必要と認める場合は、法第12条の通報に係る森林病虫害等による被害の状況について、市町村長に対し報告を求めることができる。</p> <p>(参考) 森林病虫害等防除法</p> <p>第七条の九 都道府県知事は、第七条の五第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林と併せて松くい虫等の被害対策を行う必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林であつて次条第一項の地区実施計画の対象となるものにつき、当該特定森林を所有し、又は管理する者が行うべき松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止のため必要な措置（以下「自主防除措置」という。）に関する指針（以下「地区防除指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 地区防除指針においては、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林であつて、その位置及び規模からみて、当該特定森林を所有し、又は管理する者が自主防除措置を的確に行わないとすれば、特定原因病虫害により当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に拡大するおそれがあると認められるものに関する基準その他次条第一項の地区実施計画の指針となるべき事項（第七条の三第二項の規定により都道府県防除実施基準において定めることとされている事項及び第七条の六第二項の規定により樹種転換促進指針において定めることとされている事項を除く。）を定めるものとする。</p> <p>3 地区防除指針については、第七条の六第三項及び第四項の規定を準用する。</p> <p>第七条の十 前条第二項の基準に適合する特定森林がその区域内にある市町村は、同条第三項において準用する第七条の六第四項の規定による通知を受けた場合において、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、地区防除指針（薬剤による防除に関する事項にあつては都道府県防除実施基準、樹種転換に関する事項にあつては樹種転換促進指針）に即して、その区域内にある当該基準に適合する特定森林につき、自主防除措置の実施に関する計画（以下「地区実施計画」という。）を定め、又はこれを変更しなければならない。</p> <p>2 地区実施計画においては、その対象となる特定森林の区域及び当該特定森林についての自主防除措置の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、その対象となる特定森林を所有する者の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>4 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>	<p>努力規定</p> <p>第2次勧告において、第7条の9第1項～第3項及び第7条の10第1項～第4項までは、見直し対象とされている。</p>	
5-3	森林病虫害等防除法施行細則	第7条 法第12条の規定により通報を受けた市町村長は、その被害状況を森林（樹木、伐採木、苗畑）病虫害等発生報告書（様式第6号）により所管する局長に報告しなければならない。	手続規定	
5-4	岩手県内水面漁業調整規則	第3条 水産動物の採捕又は移植に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、その住所地が大船渡地方振興局、釜石地方振興局、宮古地方振興局及び久慈地方振興局（以下「地方振興局」という。）の所管区域内にある者にあつては当該地方振興局の長を経由して、その住所地が地方振興局の所管区域外にある者にあつては直接申請し、又は届け出なければならない。ただし、住所地が地方振興局の所管区域外（県外を除く。）にある者が第7条、第14条第1項、第15条又は第16条の申請をしようとする場合にあつては、その住所地の所在する市町村の長を経由して申請しなければならない。	その他 (經由事務)	

6 県土整備分野

番号	条例等	条 文	事務区分	備考
6-1	岩手の景観の保全と創造に関する条例	<p>第 3 条 2 市町村は、当該市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、景観形成に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。</p> <p>第 23 条 市町村は、それぞれの立場において、当該市町村の景観形成のための基本的な方針（以下「市町村景観形成基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。 2 市町村は、それぞれの立場において、市町村景観形成基本方針に基づき、景観形成に関する施策を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>努力規定</p> <p>努力規定</p> <p>努力規定</p>	

7 教育分野

番号	条例等	条 文	事務区分	備考
7-1	学校教育法施行細則	<p>第 7 条 市町村教育委員会は、校舎以外の建物を臨時に授業場（以下「仮校舎」という。）として使用するときは、届出書に次の書類を添えて、あらかじめ、岩手県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届出なければならない。 2 仮校舎使用について届け出た事項の変更をしようとするときは、前項に準じて教育委員会に届出なければならない。</p>	<p>手続規定</p> <p>手続規定</p>	

市町村からの法令による義務付け等の事例報告

1 地域振興・総務分野

番号	市町村	区分	事務事業等の名称	根拠法令・通知等	事例	担当	検討結果
							第2次勧告における義務付け・枠付けの検討結果
1-1	雫石町	義務付け・枠付け	予算の県知事への報告について	地方自治法第219条第3項	市町村長は議会の議長から提出を受けた予算を県知事に報告する義務を負っている。県は常に市町村の財政状況を把握する必要があることからの措置と思われるが、市町村財政担当は別途県担当部署から財政状況の点検を受けていることから、予算の報告は不要と考える。また、財政状況を把握するのであれば予算より決算の方が相応しいと考える。	地域振興部	市町村に対する義務付けであり、行財政運営の自主性の尊重及び簡素化・効率化等の観点から廃止すべき。 見直し必要 (同法第158条第3項、第233条第6項、第252条の17の11も見直し必要)
1-2	雫石町	関与	頑張る地方応援プログラムについて	地方交付税法第1条ほか	「頑張る地方応援プログラム」は平成19年度から3年間、事業を実施した市町村に対して年額3千万円の地方交付税措置(特別交付税)を講ずるというものである。本来特別交付税は普通交付税においては捕捉し得ない特殊な財政事情に対して措置されるものであるが、「頑張る地方応援プログラム」は国の提案であることから、極めて補助金的な性格を帯びている。これが全国一律の措置額とされていることは地方交付税の主旨に逆行するものであり、本来公平な算定がされるべき地方交付税に国が関与した結果である。	地域振興部	「頑張る地方応援プログラム」は、やる気のある地方が、自由に独自の施策を展開することにより、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の支援措置を講じるものである。 しかしながら、プロジェクト事業を国が募集し、これを交付税措置の条件とする手法は、「交付税の補助金化」につながりかねないことから、交付税制度本来の目的に沿った形で運用されることが望ましい。
1-3	軽米町	義務付け・枠付け	地域交通会議	道路運送法	地域公共交通会議が市町村ごとに設置することとなっているが、市町村境や県境をこえる路線等の場合に調整に時間がかかることから、こうしたケースは、県が主体的に調整すべきと考える。	地域振興部	地域公共交通会議は、主として市町村内における市町村運営有償運送などの運行、サービス水準等を検討する場であり、地域の議論・コンセンサスが重要な要素を占めることから市町村ごとの設置を基本としている。複数市町村に渡る運行に係る案件についても、一義的には当該関係市町村(地域)における議論が重要であり、県が必要な助言などの支援を超えて、地域の主体的な議論に対して積極的に調整関与することは適切ではないと考える。
1-4	軽米町		市町村等有償運行バス事業	道路運送法	道路運送法の改正により、運転手の要件として、2種免許と条件が厳しくなったことにより、福祉有償など事業を予定している者にとっては事業が進みにくいケースがでてくる。	地域振興部	法改正の趣旨は、有償運送に係る規制緩和を行う一方、適切な安全対策を講じるものと考えているが、実際の運用局面を踏まえ不合理な点があれば、国に対して申し伝えたい。

番号	市町村	区分	事務事業等の名称	根拠法令・通知等	事例	担当	検討結果
							第2次勧告における義務付け・枠付けの検討結果
1-5	九戸村	関与	地方財務	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条	<p>公会計制度改革の名の下、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により財政の指標を公表することとされているが、このようなものは本来各公共団体において、公表の必要性があるものかどうかの判断を下すべきものとする。</p> <p>規模の大小にかかわらず、全国一律の扱いとされていることに対応の限界を感じているものであり、非合理である。</p>	地域振興部	<p>これまでの「地方財政再建促進特別措置法」においては、分かりやすい財政情報の開示がなされていない、財政指標及びその算定基礎の客観性・正確性を担保する手段が十分でないなどの課題があった。</p> <p>このことから、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、財政の健全性に関する比率の公表の制度を設けるなど、住民等が自ら状況を客観的に把握・監視でき、住民自治によって財政運営の健全性を確保できるように図ったものであり、全ての団体が、透明かつ明確なルールの下、団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進していくことが重要と考えている。</p>

2 保健福祉分野

番号	市町村	区分	事務事業等の名称	根拠法令・通知等	事例	担当	検討結果
							第2次勧告における義務付け・枠付けの検討結果
2-1	花巻市 遠野市	義務付け・ 枠付け	福祉事務所の必置 義務	社会福祉法第14条第1項	<p>社会福祉法では、都道府県及び市は、条例で福祉に関する事務を設置しなければならないと定められているが、特に介護保険法の大幅な改正や障害者自立支援法の施行等により、高齢者及び障害者の保健・福祉施策においては、首長が直接、施策を遂行する領域が大きくなっており、福祉事務所長が権限を行使する領域が少なく、首長に権限を集中させて施策を遂行した方が、効率的で効果的な行政運営が図られると考えられることから、福祉事務所の必置規定を廃止すべきである。</p> <p>国との事例では、とりわけ生活保護業務の専門的な知識と技術を有する職員が効率的かつ効果的に業務を行うことの重要性に鑑み、福祉事務所の必置規制の撤廃は適当ではないとの意見であるが、むしろ、市町村においては、様々な住民ニーズに対し、幅広く対応できる人材育成が肝要であると考えられる。</p> <p>また、多様化・専門化する今日の福祉施策に照らせば、これまでの福祉事務所の枠を超え、保健・医療・福祉の諸施策を一体的・総合的に推進し、より効率性・効果性の高い行政サービスを構築する必要があると思料される。</p> <p>この考え方は、市町村が専門的な知識や技術に基づき住民サービスを展開することを否定するものではなく、市町村と国・県・研究機関等の様々な専門機関の連携や、協働体系により市町村のより高度な住民サービスが醸成しつつある今日、全国一律の必置規制等の緩和を要望する。</p>	保健福祉部	<p>国において行われている生活保護制度全般の検討にあたり、福祉事務所のあり方も含めた見直しも考えられることから、H20年度中に予定される改正の方向性を注視する。</p> <p>なお、現段階では次の点に留意が必要と思われる。</p> <p>ア 町村の生活保護等は県が実施機関となっており、福祉事務所必置義務を撤廃しても、直ちには町村長への権限集中や、一町村内での効率的、効果的な行政サービスの構築等につながらないこと。</p> <p>イ 規制撤廃に伴い想定される影響を考慮すべきこと。 (例：県の福祉事務所の存廃、生活保護の実施機関の県から町村への移動、市町村での専門的な人材確保の困難性等)</p>
2-2	花巻市	義務付け・ 枠付け	社会福祉主事の必 置義務	社会福祉法第15条第6項	<p>社会福祉法では、ケースワーカーである生活保護を担当する現業員は社会福祉主事でない限り定められていないが、ケースワーカーは資格よりも経験や知識が必要とされる職務であることから、それぞれの市の実情にあった人員配置ができるよう、社会福祉主事の必置規定を廃止すべきである。</p>	保健福祉部	<p>上記と同様、生活保護制度全般の検討の方向性を注視する。</p> <p>なお、社会福祉主事の配置は自治事務であるが、生活保護は全国一律の法定受託事務であり、要保護者の援助業務を担当する現業員には、最低生活保障と自立助長を目的とした事務を補助するにふさわしい専門的知識・経験が担保されるよう、何らかの仕組みが必要と考える。</p>
							見直し必要

番号	市町村	区分	事務事業等の名称	根拠法令・通知等	事例	担当	検討結果
							第2次勧告における義務付け・枠付けの検討結果
2-3	花巻市 遠野市	義務付け・ 枠付け	民生委員の定数及び 委嘱	民生委員法第4条及び第5条	<p>民生委員の定数は、民生委員法第4条の規定により厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が定めるとされているが、地方の民生委員の担当区域は相当広範囲となるため、世帯数だけでなく、その担当区域の面積も加味した弾力的な配置基準とするべきである。</p> <p>また、民生委員の委嘱については、民生委員法第5条の規定により厚生労働大臣が委嘱するとされているが、委嘱までに3か月間を要する。市民のもっとも身近な相談相手である民生委員の委嘱については、国から市町村へ権限移譲して手続きを簡略化すべきである。</p> <p>民生委員の委嘱は厚生労働大臣から行うことについては、使命感・責任感を高めているとの声は当市にもあり、直ちに否定するものではない。</p> <p>しかしながら、市町村が推薦し国が委嘱に至るまでの期間が約3か月の期間を要することは、欠員等が生じた場合、民生委員の継続的活動に著しい支障を来たす場合も想定される。よって、民生委員の委嘱については、県の地方社会福祉審議会の意見聴取等を省略するなど、手続きの簡素化を望みたい。</p>	保健福祉部	<p>平成22年度の次期一斉改選における定数設定についても、民生委員法第4条の規定に基づき、市町村と協議しながら検討していきたいと考えている。</p> <p>委嘱まで時間を要することや地域の実情を踏まえた実質的審査を推進する観点から、県の審議会の審議を省略するなど、簡素化を図るべきと考える。</p> <p>法第4条見直し必要 第5条検討なし</p>
2-4	遠野市	義務付け・ 枠付け	地域包括支援センター 一人員基準について	介護保険法第115条の39第4項 介護保険法施行規則第140条の52	<p>人員の必置規制については、これまでの地方分権の流れの中で、様々な規制緩和がなされてきている。しかしながら、地域包括支援センターの人員配置基準はその流れに逆行するものであり、介護保険制度のみならず、様々な制度によりこうした規制が強化される懸念も少なからず生じている。</p> <p>また、こうした規制に対し、広域連合や一部事務組合等により多様な対応を見せている地方公共団体もあるが、一方において、当該市町村の住民に密着した、あるいは、市民団体等の地域資源に密着した市町村独自の政策の実行に支障を来たす懸念も存在する。</p> <p>一律の規制は、広く国民の福祉に照らしたセーフティネットを担保するうえで必要な考え方ではあるが、人員配置基準のみに偏らない仕組みの構築が必要である。</p>	保健福祉部	<p>地域包括支援センターは、制度化されてから3年足らずであり、当初は人員配置基準によりその機能・役割を明確化する必要があったものと考えられる。</p> <p>今後、期待される機能を十分に発揮できるような体制が確立されれば、他の仕組みについても検討の余地があると考えられる。</p> <p>見直し必要</p>
2-5	花巻市 遠野市	義務付け・ 枠付け	保育所における調理 室の必置義務	児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号) 構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」について(平成20年4月1日 雇児発第0401002号)	<p>保育所の柔軟な運営が求められる中で、今後公立保育所の統合、民営化等の再編に取り組む必要があるが、再編にあたり、施設によっては調理を一体化したセンター方式による搬入方式の方が栄養バランスや衛生面においてより安全・安心な食事提供が可能になるとともに、効率的な人員配置により財政負担の軽減が図られると判断されることから、保育所における調理室の必置規定を廃止すべきである。</p> <p>生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期を向かえる乳幼児を対象に、「地産地消」や「食育」を総合的・不偏的に展開しようとする場合、単独調理方式は有効な手段とは捉えにくい場合もある。</p> <p>今日の給食の教育的意義を踏まえ、特区の全国展開など市町村の独自の施策に柔軟に対応しうる設置基準を望みたい。</p>	保健福祉部	<p>第1次勧告を受けて設置された国の研究会等の議論の方向性を注視する。</p> <p>現段階では、保育所における給食は、児童の発達段階や健康状態に応じた離乳食、幼児食やアレルギー・アトピーへの配慮など個々の児童へのきめ細かな対応が必要として、一定の調理設備は必要とされている。</p>

3 農林水産分野

番号	市町村	区分	事務事業等の名称	根拠法令・通知等	事例	担当	検討結果
							第2次勧告における義務付け・枠付けの検討結果
3-1	遠野市	関与	農業振興地域整備計画の策定(変更)	農業振興地域の整備に関する法律第8条、第11条、第13条	<p>農業振興地域整備区域の用途変更に関する権限は、市の権限として位置づけられているが、手続き上、県の意見を徴することとなっている。</p> <p>この意見を徴する手続きにおいて、県から求められる内容及び資料が膨大であるとともに、主要な課題とは思われないようなものが、見受けられる傾向がここ数年顕著である。</p> <p>また、計画の見直しにおいても、計画書の字句訂正などのチェック等主要部分ではない部分における修正指示等に必要とする時間が非常に多く費やされている状況である。</p> <p>このような状況から、効率的な事務執行及び独自の施策展開が阻害されていると感じるケースが見られることから、県の関与を見直し、報告にとどめることとするよう要望する。</p>	農林水産部	<p>農業振興地域等の土地利用に関しては、地方の主体性・自主性が確保される仕組みが構築されることが重要と考えており、現在、国で検討を進めている制度改正の動向を注視し、必要に応じて提言等を行っていくこととしている。</p> <p>一方、優良農地を確保するためには、農振法や農地法等の専門的知識を持った市町村職員の育成・配置など体制整備も必要である。</p> <p>第8条、第11条第1項、第13条は見直し必要 第11条第4・6・8・10項は見直し不要</p>

4 県土整備分野

番号	市町村	区分	事務事業等の名称	根拠法令・通知等	事例	担当	検討結果
							第2次勧告における義務付け・枠付けの検討結果
4-1	盛岡市	義務付け・枠付け	特別積み合わせ貨物運送事業の開発行為許可除外	都市計画法第29条第1項第3号 同法第29条第2項第2号 同法施行令第21条第6号	<p>都市計画法第29条第1項3号における政令第21条6号で、特別積み合わせ貨物運送事業、いわゆる宅配便業者が都市計画区域内外とも許可不要(法第29条2項2号)と規定されている。</p> <p>そのため、市のまちづくりの考え方にそぐわない、農地保全地域や、生活道路、通学道路に囲まれた地域への営業所設置といった事例が散見される。</p> <p>国が一律に基準を作成するのではなく、地域が地域の実情に応じて基準を作るべきものとする。</p>	県土整備部	<p>国における都市計画制度の抜本的見直しにおいて、地方自治体が自らの判断でまちづくりを進めていくことができるようにすべき。</p>
4-2	一戸町	義務付け・枠付け	市町村の都市計画の決定	都市計画法第19条第3項	<p>都市計画区域又は準都市計画区域を決定する権限は市町村長に移譲されているところではあるが、決定するに当たり都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないこととなっている。</p> <p>これは実質的な都道府県知事の権限であるとも言え、町長の責任により都市計画区域等を迅速に決定することを阻害している。</p>	県土整備部	<p>国における都市計画制度の抜本的見直し内容を踏まえて対応を検討するが、抜本的見直しにあたっては、都道府県による広域的見地からの調整機能に留意すべき。</p> <p>見直し必要</p>